小田原市報

第30号

発行所
小田原市役所
小田原市幸1の138
編集兼発行人
石井重治
印刷人
石橋貞吉
定價一部三圓

この一票に責任を持つ
政治は選挙民皆さんのもの

10月1日　衆議院議員選挙

選挙は民主政治の基本であり、民主政治は選挙による政治とも言われています。そしてすべての政治は皆さんの選んだ代表者によつて行われます。皆さんは選挙を通じて政治に参加しているのです。講和条約の発効は日本を独立国として国際社会に復帰させました。今、日本は新しい民主国家として大きな希望と責任とを持つて乗りだしています。そこで今度の衆議院議員選挙は全世界注視の中にあつて、独立日本の動向を決定づけるもので、日本の民主政治確立の成否を決すると言つても過言でありません。

この重大な意義を持つ選挙に皆さんが皆さんの選挙権を正しい自覚で活かすかどうかによつて、よい政治が行われるか否かと言うことになるのですから、皆さんは何人からの干渉も誘惑も排除して自由で公正な選挙を行い本当に皆さんに代つて国の政治のために伽いてくれる立派な代表者を選びましよう。

小田原市教育委員会の設置

市教育委員会は十一月一日に発足する

国会論議の焦点となつた教育委員会設置問題は、去る八月二十九日衆議院の解散によつて一切を還元し、現行法により実施されることになつたため既に昭和二十三年に設置をみた全国都道府県及び五大市を除き未設置市町村（既に任意に設置した市町村が六十二ある）は来る十一月一日を期して教育委員会を設置することが決定づけられた。そこで本市においても十一月一日を期して本委員会を発足すべく鋭意諸般の準備をすすめている。即ち九月二十日に選挙の告示、同日より二十五日まで立候補届出の受付、十月五日選挙により委員を決定、十一月一日委員会成立という運びになる。

市教育委員会が出来ると小田原市の教育はどうなるか

教育行政が一般の市の行政と切りはなして市民から公選された教育委員の合議制により運営されてくるのである。即ち市民に選ばれた委員四名と市議会から選ばれた委員一名が委員会を構成して市民自らの手によつて、市民のための教育が行われることになるのである。所謂、新憲法や教育基本法の教育理念に基く(1)教育行政の民主化(2)教育行政の地方分権(3)教育行政の自主性の確保というような面が教育委員会の設置によつて現実に現われてくるのである。

市教育委員会はどうゆう職務権限を有するか

教育委員会は、所轄地域内の学術文化に関するすべての事務を掌理し執行する。（大学及び私立学校は所管外である）主なものを例挙すると、大体次の如くである。

一、学校その他の教育機関（公民館、図書館等）の設置管理及び廃止に関すること。
二、上記教育機関の用に供し、又は用に供するものと決定した財産（教育財産）の取得、管理及び処分に関すること。
三、教科内容及びその取扱に関すること。
四、教科用図書の採択に関すること。
五、教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免、その他の人事に関すること。
六、学校その他の教育機関の敷地の設定及び変更並びに校舎その他の建物の営繕、保全の計画及び其の実施に関すること。
七、教具その他の設備に関すること。
八、教育委員会規則の制定又は改廃に関すること。
九、教育委員会の所管に係る歳入歳出予算に関すること。
十、教育目的のための基本財産及び積立金の管理に関すること。
十一、教育事務のための契約に関すること。
十二、社会教育に関すること。
十三、校長、教員その他の教育職員の研修に関すること。
十四、校長、教員その他の教育職員並びに生徒児童及び幼児の保健、福利及び厚生に関すること。
十五、学校の保健計画の企画及び実施に関すること。
十六、学校環境の衛生管理に関すること。
十七、証書及び公文書類を保管すること。
十八、教育調査及び統計に関すること。
十九、ユネスコ活動に関する法律に規定するユネスコ活動に関すること。
二十、その他の所轄地域の教育事務に関すること。

右は市の教育委員会の職務権限事務の概要である。

市教育委員会はどういう組織でどういうように運営されていくか

㋑委員

教育委員会は公選による委員（当初任期四年委員二人任期二年委員二人）と市議会選出の一人の委員（任期は議員としての任期中）と五人の委員によつて組織される。

㋺委員長と副委員長

教育委員会は、委員のうちから委員長及び副委員長各一人を選挙する。委員長は会議を招集し会議の長となつて議事を主宰する。副委員長は、委員長を助け委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を行う。委員長及び副委員長の任期は一年である。但し再選することが出来る。

㋩教育長

教育長は教育行政の専門家である。教育委員会によつて任命（任期四年）され、常に教育に関する諸般の計画資料を作成、報告し専門的立場において教育委員会が教育の根本方策をたて、教育上の諸問題を解決する際の助言と推薦の役割をする。又教育委員会の職務権限に属する事務局の事務を総括し職員を指揮監督する。教育長となるには一定の免許資格が要求されておる。（省略）

㋥事務局

事務局は教育委員会の職務権限に属する事務を処理させるために置かれる。事務局には教育委員会規則の定めるところにより必要な部課が設けられる。事務局の部課組織及び事務分担については、各地方の実情に応じて適当に定めることが望まれている。

㋭事務局の職員

教育委員会の事務局には教育長（事務局長）の職務を補助するため必要な職員が置かれる。事務局職員の定数は条例で定める。その任免は教育長の推薦によつて教育委員会がこれを行う。其の他身分取扱については指導主事は教育公務員特例法により、その他の職員にあつては地方公務員法による。指導主事とは特別の免許状を必要とする専門職員で、その職務は校長及び教員に助言と指導を与える。但し、命令及び監督をしてはならないと規定されている。事務局の仕事には指導主事の職務の外に教科用図書の検定又は採決、教科内容及びその取扱、学校保健、建築その他一般の行政事務と異る特殊な事務又は技術がある。これらを担当する職員の定数については市の条例でこれを定められる。

㋬運営

教育委員会は合議制の教育行政の執行機関であり一体として職務を行い、且つ委員は非常勤職であるため、事務執行の細部に至るまで、これを自ら行うことは適当でなく、且実際上不可能でもある従つて基本政策に関係のない又異例に属しない事項は、これを教育長に委任し、又は臨時に代理させることが事務能率を促進し、教育委員会と教育長との分担を明瞭にし、ひいては両者をしてそれ〲自らの職分を十分に全うせしむることになる。そこで教育委員会は教育委員会規則の定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させることができるのである。また教育委員会から教育長に一度委任された事務のうち更に事務の性質上その軽重に従つて現場第一線の教育機関の長、例えば学校長、公民館長などに委任し、又は臨時に代理させることができる予算手続については、教育委員会法第五六条から第六十条までに規定されており、ここに留意すべき事項として教育委員会は独立の行政執行機関ではあるが、その予算は市の負担する経費によつて賄われるものであること従つて教育費も一般地方財政と深い関連のもとに運営されなければならず地方財政の綜合性が要求されておることである。予算面以外においても本委員会が市議会の議決を経るべき事件（教委法六一ー六三ノ二）があるが紙面の都合上省略する。会議は毎月一回、定例会が招集（委員長が招集）される外必要に応じ臨時会を招集する。会議の運営上の詳細に亘ることは省略する。

教育委員には人格識見の高い人で教育に深い関心を有する人を選ぼう

教育委員会法が民主的な法律であるにかかわらず世論を醸し国会に於て改正法案が通過しなかつた理由は本法第一条に明記されておる本質的な性格目的等にあるわけでなく現在の国情よりして本会設置の時期、経費面、教職員人事の交流、設置単位（どの程度の市に設置されることが適当か）委員や教育長に人を得る問題等に研究又は準備の余地が残されておるからであつた。これらの点のうち教職員の人事の交流設置単位等については最近地方自治法の一部改正等による協議会設置や事務委託、一部事務組合設置等により、又人件費等については平衡交付金等ある程度の国の援助ができる見透しがあり問題は緩和される見込であるが、結局教育委員に人を得る点が最も大切なことである。教育委員会は市の教育行政の最高責任者であり、市の教育が立派な成果を挙げるか否かはこの委員に人を得るか否かの問題にかかつておるのである。

来る**十月五日**の選挙には高い人格識見を持ち教育に関心の深い人（教育行政の専門家であることを必要としない）で民意を直ちに教育行政に反映することができるような熱意の人を選びだすことが最も必要なことである。

なお、教育委員会を設置することは財政難の本市としてはまことに苦しいことであるが、法の命ずるところに従つて設置する以上、十分にその効果を発揮し得るように努めなければならない。賢明なる市民各位の深い御理解と絶大な御支援とを切に希望する次第である。

【教育課】

よく聞き　よく見て　よく選べ

市営競輪第5回より第7回までの決算と第8回の概算

	5回	6回	7回	8回概算
収入	80.570.920	88.214.390	71.445.150	86.852.430
車券売上金	80.136.900	87.801.000	71.084.700	86.295.000
入場料	220.120	229.550	180.020	269.160
雑収入	213.900	183.840	180.430	288.270
支出	74.975.667	81.318.628	67.440.585	79.788.850
償還金	60.169.980	65.827.600	53.348.980	64.736.960
経常費	361.258	362.403	459.760	395.870
開催費	9.046.858	8.860.367	8.655.916	8.615.370
振興会費	2.404.107	2.634.030	2.132.541	2.588.850
国庫納付金	2.993.464	3.634.228	2.843.333	3.451.800
差引益金	5.595.253	6.895.762	4.004.565	7.063.580

農業委員会の研究集会

農業委員会は発足以来一年有余を経過いたし一応軌道に乗つて参りましたが、委員会の運営如何は直接農民の利害に大きな影響をもたらすものとして常に批判を受けており又将来の在り方についても研究を要することが多いので、今後の正しい在り方について、全国農業委員会協議会が主体となり市町村より県段階へ、更にブロックより全国段階に多くの意見研究を聞き、これを綜合検討し中央へ反映せしめるため、研究集会を開催することになつております。本市においても去る八月三十一日研究集会を開催し、概略次の様な結論を得ました。

一、農業委員会は農地事務にのみ追われ、且つ技術面の知識にも欠けているので農業改良経営改善の面について活動が出来ない。
二、農協、農業改良普及事務所其の他の団体との連絡を一層密にして今後の農業振興に役立つようにしなければならない。
三、生産組合とは系統的に結びついていないので農民との接触が薄い。
四、農業委員会は市当局市議会と密接な連繋をとり民意に即した農業予算を編成すべきである。
五、書記の研修に意を注ぎ順次職員一名は技術者に換えるべきである。
六、農業綜合計画については未だ取上げていないが各地区の立地条件に即した計画を委員会が市当局と協力して樹立し、併せて一般農民の関心を高めるよう啓蒙指導すべきである。

【農林水産課】

城址公園だより

★梅子さんの運動場

象の梅子さんの体重も日増しにふえて来ましたので、これまで簡単な柵で囲んでいた三十三坪の運動場を今度コンクリートでかためました。そしてその周りに深さ一・五米巾二・五米のコンクリート堀をつくり、堀の外側に豆つげを植えました。梅子さんのお家に近く芭蕉も植えましたので、長い芭蕉の青葉が風に揺れています。南の風を呼んでいるのでしようか。また運動場の隅にプールを設けましたので、梅子さんは、その中に大きな半身を沈ませたり、長い鼻でお水を吸い上げたりして、運動場を一巡し、時に得意のごはん乗りやおすわりなどの隠し芸々皆さんにお目にかけ、愛嬌をふりまいています。

★わにさんのお家

象さんのお家と背中合せにわにさんのお家があります。明るいきれいなお家の中は南国と同じ温度なので、わにさんはゴムの木の葉かげを夢にみてか、長々と昼寝としやれております。

★ひぐま君のお家

こども博旧文化館裏手に土によごれてひぐま君がいましたね。あのひぐま君にお家ができました。全部鉄製でプールがついております。中にはブランコまで備えつけました。今に皆さんにブランコ乗りをお見せします。目下猛練習中です。

★豆自動車のお目見え

いよいよこの秋から「子供の国」に赤、白、青、黄、緑の色も鮮かな豆自動車がお目見えします。誰にでも自由に運転できるので皆さんをきつと喜ばせることでしよう。

【商工観光課】

八月定例市議会

八月二十九日午後一時四十分小田原市議会定例会を開会、会期を一日と定め、次の議案を逐次上程予算、条例等については原案の通り可決確定。小田原市国民健康保険運営協議会委員の委嘱については諸問案に同意、次いで教育委員会法即時実施反対に関する要望については、全会一致で決議午後六時三十分閉会した

議案

一、昭和二十七年度小田原市歳入歳出追加更正予算
一、昭和二十七年度小田原市競輪事業費歳入歳出追加更正予算
一、工事の請負並びに物件の供給について
一、起債について（三件）
一、小田原市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
一、小田原競輪場使用条例
一、小田原市警察手数料条例の一部を改正する条例
一、小田原市文武館条例の一部を改正する条例
一、小田原市火災予防条例の一部を改正する条例
一、消防作業等に協力援助した者の災害補償に関する条例
一、小田原市会定例会条例を廃止する条例
一、小田原市国民健康保険運営協議会委員の委嘱について
条例第一条第二号の医師、歯科医師若くは薬剤師を代表する委員、小田原市十字四ノ七四六高橋武夫
一、教育委員会法即時実施反対に関する要望

委員会の活動

八月七日　治安委員会、警察の賞じゆつ金制度について、外四件
八月八日　厚生委員会、公営住宅入居者について外四件
八月十一日　公営事業委員会、競輪場の未解決土地について
八月十二日　総務委員会　相模海区漁業調整委員会委員選挙の経費について
八月二十三日　文教委員会、第三中学校校舎使用時期について、外三件
八月二十五日　総務委員会、昭和二十七年度小田原市歳入歳出追加更正予算、外十三件
八月二十五日　公営事業委員会、競輪用宣伝車購入について
八月二十五日　経済委員会、煙草の耕作について外一件
八月二十六日　建設委員会、水道配水管工事について、外四件
九月三日　経済委員会、自動車検査場設置に関する陳情について
九月四日　拘置所対策委員会、拘置所対策の顛末について

良い種子を選びましょう

品質がよく、収量の多いことが農家にとつて一番大切なことであります。それにはよい種子を選ぶことであり且つその種子が土地に適した品種でなくてはなりません。

稲について本市では県の補助により採種圃を設置し、県農事試験場が推奨する優良品種を各地区に指定栽培しましたのでこれを一般に分譲いたすことになつております。

左記一覧表により品種別必要量、其の他を農林水産課まで御申込み下されば出来るだけ希望種子を配布いたします。

採種圃一覧表

種類	品種	生産地	反別
水稲	農林八号	桜井、富水、下府中	一反
	〃二三号	富水	一
	〃二九号	富水	四
	〃三二号	富水	一
	〃三六号	桜井、富水、下府中	四
	〃三七号	桜井	一
	ことぶき糯	富水、下府中	三
陸稲	戦捷	久野	一
	農林一二号	久野	一
	〃二四号	久野	二
	農林糯二六号	久野、富水	六

なお、去る九月十二日圃場検査を実施いたしましたところ作柄は良好でありますので良い種子が採取される見込みであります。又圃場には採種圃指定の標札が立つておりますから現地の成育状況等の御調査の上適品種を選択して下さい。

【農林水産課】

八月市議会で議決された主な条例の解説

消防関係条例

去る八月の定例市議会で議決された諸条例中消防関係の条例について説明いたします。

一、消防作業等に協力援助した者の災害補償に関する条例

今般消防法の一部改正に伴い去る九月三日より消防作業水防作業又は水火災以外のその他の災害について防禦作業に従事した者が不幸にもそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は癈疾となつた場合には、消防団員公務災害補償条例の規定を準用することになりました。従来明文こそありませんでしたが、協力した市民の方の災害に対してはそれぞれの場合に於てこれが補償を行つて参りましたが、今回の条例の公布によりこれ等の災害を受けた人達に対しはつきりした裏付けができました。

二、小田原市火災予防条例の一部改正

昭和二十六年六月公布された小田原市火災予防条例第三十五条が九月三日から改正されました。

第三十五条　火災予防及び消防活動に影響のある左の各号の行為をしようとする者はあらかじめ消防長又は消防署長に届け出なければならない。

一、いちじるしく火災とまぎらわしい煙又は火焔を発しようとするとき。
二、工事のため道路を掘さくするとき。
三、興行のため又は公衆の観覧若しくは広告等の目的のため裸火、煙火その他火災発生の危険あるものを使用しようとするとき。

従つて第一号は火災と見誤るようなたき火等の煙又は火焔を出すとき。第二号は消防車が火災出動の際、その運行に支障を来たさないためであります。第三号は、アドバルン、裸火、花火等火災のおこりやすいものを取扱うときには前もつて消防署へ届け出なければならないのです。これらはいずれも火災の発生するのを未然に防止することと、発生した火災の被害をできるだけ少くするために是非必要なことですから市民の皆様の御協力を御願い致します。

【消防本部】

10月小田原市営競輪は…
三周年記念特別レース
15水　16木　17金
18土　19日　20月
◇全国秋季ダービーの前哨戦◇
多数有名選手参加

市税賦課徴収条例の一部改正

最近に於ける社会経済状勢の推移と地方税制の運営に鑑み負担の均衡と合理化を図るため、地方税法の一部を改正する法律（昭和二十七年六月二十八日法律第二一六号）の施行に伴い小田原市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を昭和二十七年九月三日公布したのでその概要を説明致します

一、市民税

㋑ 従来非課税とされていた不具者、未成年者、六十五年以上の者又は寡婦に対しても、これらの者がいわゆる家業専従者（不具者、未成年者、六十五年以上の者又は寡婦である場合を除く）を有する場合には、実情に応じ、市民税を課することが出来るように致しました。

㋺ 法人税法の改正に伴い法人税割の税率を百分の十五より百分の十二・五に引下げ、昭和二十七年一月一日の属する事業年度分から適用することになりました。

二、固定資産税

納期の一部変更を行い、第三期分の十二月を一ケ月繰上げ十一月にしました。従つて納期は四月、八月、十一月、翌年二月の四期であります。

固定資産課税台帳の縦覧期間は従来十日間であつたものが二十日間に、異議申請の期間が二十日間より三十日間に改められました。その期日については予め告示いたします

三、自転車税

道路運送車輌法第二条第三項の改正により原動機付自転車が出来て、之に伴い自転車税を、普通自転車に賦課するものと原動機付自転車に賦課するものとに分け、税率を一台につき普通自転車年額二〇〇円、原動機付自転車五〇〇円に改めました なお原動機付自転車には新たに規則で定める鑑札を取付けることになりました。

四、広告税

本年七月一日より広告税を廃止することになりました。

五、接客人税

本年七月一日より接客人税を廃止することになりました。

【税務課】

広報委員会版

タウン・ミーティング（市民の集い）とは

小田原市広報委員会
小田原市役所内

行政に移された民主主義

およそ民主主義の国では人は誰でも自分の住んでいる国のことはよく知つていなければなりません、また知る権利を与えられています。換言すれば、民主主義国の国民の要件は広く民主的な討議や話合いによつて、共通の問題について理解し合うことですから私達はこの「知る」という権利とその行使を自覚しなければなりません。

このタウン・ミーティングは誰でもが出席することを歓迎され、知りたいと思う事柄を自由に当局者から聞き、これに対して種々な人の意見や対策などを聞くことができその上であなたの疑問とする点を充分質問し、またあなたの意見を申述べ、その回答が得られるのです。ですからタウン・ミーティングは完全な集合の自由、言論の自由が発揮できる民主的行動の機会なのです。

個人としての利益

私達は公共の問題について「知らない」ために日常いろいろの不利益を蒙ることがあります。例えば一見、自分の商売と直接関係のないようにみえる法律の公布、或いは改正を知らなかつたために思わぬ損を招いたり、又新しい民法を知らなかつたために相続などでゴタゴタしたり、悲劇を起したりしているのを新聞などでよく見受けます。「知る」ということはあらゆる行動の原動力です。新憲法や新民法の解釈とかいろいろの協同組合の規則とか、税金の取扱方とか、中小企業者の金融問題とか、また、その対策などをこのタウン・ミーティングに出席して充分理解すれば、それによつて対処することもでき、今後のしつかりした営業方針などもたてることができます。

楽しく興味深い経験

どんな集りでも、もし不愉快な空気で一杯だつたり、怒声や罵声が連発されたら堪りません。また一方的に話を聞かされるだけで無言の行を強いられたりしては肩のこる退屈なものとなるでしょう

ところが、タウン・ミーティングはお互に気軽に話合い、事実に基いて自由に論議し、思うことはどしどし意見を発表し合つて、みんなのために一番よい道を見出す気楽な集りです。

早川地区「市民の集い」

広報委員会では、去る八月二十二日夜八時半から早川真福寺において「市民の集い」を開催した。市側より建設部長、土木課長、庶務課長、農林水産課長、国民健康保険課長、早川支所長及び税務課長、厚生、衛生の各係長出席参集者は、早川にしては意外に少く約三十名、庶務課長から「納税貯蓄組合」について大略説明しこれが結成促進方を依頼し、次いで一般市政についての質疑に入り、次の質問、及び意見についてそれぞれ市側より回答し十時半終了した。

1 以前には舟揚場が五つあつたが、キティ台風によつて全部破壊されその後新たに三つ復旧され、残りの二つのうち一つは築港の敷地内に入つておるが、他の一つが復旧されない。舟の揚げ降しに支障があるので何とか復旧をお願いしたい。

2 一九〇、一九一番地の境にわれわれがいう「官地」というものがある。以前に田へ水を引くのに使つていたものだが、現在は埋立てられて近隣の者に使用されている。こういう官地は願えばその近隣の者に払下げができるものか。

3 最近、猪の被害が大きいが、これの良い駆逐方法について御教え願いたい。

4 国民健康保険料又は市民税の計算の基礎たる所得割は、甚だ不公平な結果が生じてくる例があるが、これについて何とかならないものか。

5 早川築港完成により如何にこの早川が変貌してゆくか。これについて市の構想を承りたい

外国人の皆さんへ

登録証明書の切替を致しましょう

昭和二十七年四月二十八日（講和条約発効の日）以前に交付された旧外国人登録令による登録の証明書は同日公布された外国人登録法により本年十月二十七日以後は無効となります。そこで登録証明書の切替交付をすることになりましたので、当市に居住している外国人の皆さんは来る九月二十九日より十月二十八日までに市役所庶務課戸籍係に左記の書類を添え、申請して下さい。

十月二十八日までに申請の手続をしないときは、登録法違反として処罰されます。

記

一、外国人登録証明書
二、写真（提出日前六ケ月以内に撮影した五センチメートル平方形、又は名刺形の無帽、且つ正面上半身のもので裏面に氏名及び出生の年月日記入）三葉

但し、満十四才未満のときは写真不要。

【庶務課】

寄留法は廃止されました

従来、学校の転校や印鑑証明などが必要な場合に限り、寄留届が出されていました。しかし寄留法では、これらのものに関係なくとも住所の変更があれば、その居住関係を明らかにするため、その都度、寄留届を必要とされていましたがなかなか励行されませんでした。そこでこの欠点を除き、本籍が現住所にあるなしに拘わらず、届出をするよう、七月一日から住民登録法が施行され、同時に寄留法は廃止されました。

それにも拘わらず「住民登録はしたが、さて、寄留届は？」とよく質問されます。

前述のように住民登録法と寄留法とは内容的には同一のものですし、既に寄留法は廃止されておりますことを御承知下さい

なお、住民登録の届は配給の手続の前にして下さい。

暫定的の措置として、六月三十一日以前の居住関係の記録は寄留簿による謄抄本の発行をしていますが、これも明年六月三十一日までです。本年七月一日以後の居住関係の記録は住民登録の謄抄本を発行いたします。

【庶務課】